

第2回 河川・海岸構造物の復旧における景観検討会 議事要旨

日時：平成23年9月21日（水） 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎2号館低層棟 国土交通省共用2B会議室

【出席者】

「別添 議事次第」を参照。

【事務局からの情報提供】

- 国土交通省水管理・国土保全局宛「東北地方太平洋沖地震によって被災した河川・海岸構造物の復旧の景観検討に際してのお願い」（土木学会 景観・デザイン委員会）の紹介
- 「宮城県沿岸における海岸堤防の高さの設定について（案）」の説明

【ケーススタディ地区における景観配慮の検討】

- 検討のアウトプットとして、被災した地域の典型的な地形や背後利用等から6つのケーススタディ地区を設定し、それぞれの地区において、具体的な景観配慮の事例を作成し、イメージパース等を用いて示す。さらに、施設復旧をする際の判断を支援するため、景観面からみた特徴及び評価について記述する。（事務局）
- その際、理念も含めた設計に当たっての配慮事項とともに、事業者が現場ですぐ使えるような詳細かつ具体的な事例を極力示す。（事務局）
- 被災前の堤防位置での復旧（以下、「原位置案」という）については、地震により地形が変化し、海域になっている箇所もあり、更に前浜を復元するとなると膨大な砂が必要となることから現実的ではないのではないか。
- 堤防法線について、津波を考えるとギザギザせず“のっぺり”しているのがよい。（内陸側へ入り込んでいる箇所に津波が集中し、弱点となるため。）

（A地区について）

- A地区は、引堤して山に堤防を当てることで、自然の海岸地形の線が堤防より前に出ることから、堤防は風景を構成する輪郭線の脇役となる。そのため景観の観点から引堤の効果が高い。リアス式海岸においてはこのような線形により景観を最大限保全できる。
- 引堤をする場合、地域の土地利用や用地補償交渉、また整備後の海岸保全区域としての維持管理、前浜の保全等についても考えなければならない。
- 人は物の角を認識しようとするため、法面に小段等の水平な線が入っていると、より

煩雑に見えてしまう。

(B 地区について)

- 松林は景観的にはよいが、津波時に倒木の危険などがあることから、植樹する位置と堤防との間隔は、景観のみで決めるのではなく、安全面の考慮が必要である。
- B 地区のような重要拠点における松林の復旧には、どのような課題があるかを十分記述し、別途重要拠点として考えられるよう配慮する。

(C 地区について)

- 現地の状況等で難しい面もあるが、汀線と海岸堤防の間が非常に狭いことから、海岸道路を内陸側へ移設するのがノーマルな考え方と思うため、検討していただきたい。
- 海岸の侵食対策として消波ブロック等が整備される場合は、それも一体にデザインすることが重要である。
- 前浜が弱っている地区のため、景観配慮と言いながらも安全面を優先せざるを得ない難しさがあるというのが正直なところである。
- 堤防の内陸側がすぐに道路や市街地となる場合は、裏法を緑化する等の配慮が必要。
- 高潮で堤防高が設定される場合は、越波が頻繁にあることから裏法面の緑化は困難
- 裏法面の緑化が困難な場合は、表面処理の工夫を考えることになるのではないかと。

(D、E 地区について)

- (E 地区 B 案) 海岸堤防法線を河口水門にすり付ける案について、これでは水門に津波が集中してしまう。海岸堤防を水門にすり付けるのであれば相当長い距離にわたって、緩やかにすり付けるなどの配慮が必要。
- 残存堤防を活かした整備も考えられるため、それも踏まえて配慮を検討すべきである。
- コストについて、養浜があるのであれば、養浜のコストも含めるべきである。
- 原位置復旧に対して引堤案の場合、用地費や交渉にかかる時間的コストが増加すると思うが、陸上施工が可能なことや侵食に対する将来的な維持管理費の縮減が考えられるため、コストについては、単純には言えないのではないかと。
- 松林と堤防位置の関係について、松林から考えると松に潮がかからないことから堤防が松林より海側にあった方がよいが、景観の観点から考えると、堤防が松林の中に入っているのがよい。緑地や松林との堤防の位置については、統一的に考えた方がよい。
- 市町村の復興計画において、人工的に地形のデザインをする構想がある場合、海岸堤防との接合部は一体で考えていく必要があり、配慮事項に含めるべき。

(全体のまとめ)

- ガイドライン作成にあたり基本とした考え方や概念について、前段に記述して欲しい。

- 図面の縮尺の正確性を期すとともに、具体的に記述できる手法等はしっかり記述して欲しい。
 - 生態系について、今後専門家のヒアリングを行い、堤防整備による海岸地形の変化や植生について明瞭にして欲しい。
 - 水門や樋門、階段等の付帯構造物について、アウトプットの中での位置づけを明瞭にして欲しい。
 - 災害により発生した瓦礫の処分を兼ねて堤防整備をつくる構想があるが、有機質を堤防の材料とすると時間が経てば無くなってしまうので、そういった物を堤防の材料にするのは難しい。
 - 堤防に覆土や緑化をした場合、十分な維持管理ができなくなる可能性があるため、維持管理の担保が必要である。構造上の配慮を示して欲しい。
 - サステナビリティの項目として、将来的な海面上昇による影響について、可能な範囲で検討し配慮事項を記述して欲しい。
- 次回については、H23年10月14日（金）の10時からを予定する。（事務局）